

他国地位協定調査について (オーストラリア・フィリピン編概要版)



現状と課題

- ✓ 1960年の締結以来、一度も改正されず
- ✓ 沖縄県で相次ぐ事件や事故
- ✓ 沖縄県外でも米軍機による事故が発生
- ✓ 日米地位協定の見直しを求める声

沖縄県

原則として日本の国内法が適用されないままで米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、抜本的な見直しが必要

政府

2つの補足協定（環境、軍属）を締結したものの、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善で対応

調査の目的

- ✓ 日米地位協定の抜本的な見直しを実現するためには、この問題が国民全体の問題として受け止められる必要がある
- ✓ しかし、現状は、米軍専用施設が沖縄に集中していることもあり、日米地位協定の問題に関する理解や議論が全国的なものには至っていない

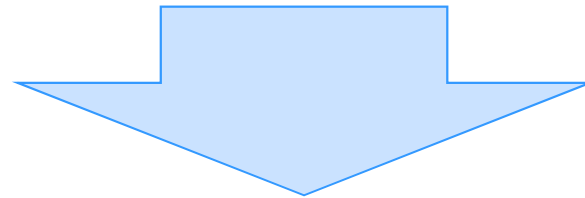
他国調査

調査の目的

- ✓ 日米地位協定の世界的な相場観の把握
- ✓ 日米地位協定の問題点を更に明確化
- ✓ 見直しの必要性に対する理解を国民全体に広げる

調査方針

- ✓ 日米地位協定は、数多くの日米合意を含んだ大きな法体系
- ✓ 法的な側面からのアプローチは、一般国民が理解することが困難を伴うことが想定される



調査方針

- ① 「受入国の国内法適用」、② 「基地の管理権」、③ 「訓練・演習に対する受入国の関与」、④ 「航空機事故への対応」の4点を中心にした事例比較

調査内容

1. 事前調査

- ✓ 文献調査（オーストラリア、フィリピンにおける地位協定の改定や新たな協定の締結の経緯）
- ✓ 条文比較調査（日米地位協定とオーストラリア・イタフィリピンが米国と締結している協定の主要条文の比較、国内法の分析等）

2. 現地調査

- ✓ 令和元年8月
オーストラリア
- ✓ 令和2年1月
フィリピン



オーストラリア民間航空安全庁（CASA）でのヒアリングの様子

オーストラリアにおける米軍について

- ✓ 1951年に締結された太平洋安全保障条約（通称：ANZUS条約）に基づき、米軍が海兵隊を中心にオーストラリア軍基地に定期的にローテーション配備
- ✓ 近年、両国の防衛協力は強化され配備人数は増加しており、ハワイや沖縄、カリフォルニアから海兵隊が北部のダーウィン基地に2,500名規模・6ヶ月単位でローテーション配備されている
- ✓ MV-22オスプレイやCH-53Eスーパースタリオン、攻撃ヘリAH-1Z、汎用ヘリUH-1Yなどの航空機も配備されている



ダーウィン豪空軍基地に駐機するオスプレイ（令和元年8月）

米豪地位協定の規定について

- ✓ 1963年に締結、全24条の規定
- ✓ 第13条に米側のオーストラリア法の遵守義務を明記
- ✓ 第23条に米軍機のオーストラリア航空管制規則の遵守義務を明記

米豪地位協定（抜粋）

第13条 米国政府は、米豪間で暫定的に有効となっている合意と合致するように、オーストラリアの検疫法、労働条件仲裁裁定及び決定を含む、連邦および州の関連法令の規定を遵守しなければならない。また、米国人員は、このような法令を遵守しなければならない。

第23条(2) (略) 米軍によって、または米軍に代わって所有または運用される航空機は、オーストラリア国内に存在する間は、現地の航空管制規則を遵守しなければならない。

米軍へのオーストラリア国内法の適用

2015年バイオセキュリティ法（検疫関係）

- ✓ オーストラリア農務省は、同法を米軍にも適用し、ローテーション配備される航空機や船舶等について、検疫検査を実施
- ✓ 米海兵隊はオーストラリアの基準に適合させるため、ローテーション配備されるCH-53Eヘリコプターを20日近くもかけて分解・洗浄し、オーストラリア当局の検査を受検

軍事航空安全規則（オーストラリア軍規則）

【基本原則015-a-5】 本国領空内を運航する外国の軍用機は本規則を遵守するものとする。

【特定認可20-低空飛行-12-d】 市街地 航空機は、軍事航空運航者の承認なく市街地の600メートル内障害物上高度1,000フィート（注：約300m）未満での飛行は認められない。

(参考) 米海兵隊公式ホームページ (要点のみ抜粋、下線は沖縄県によるもの)

海兵隊 (太平洋) | 2015年3月24日

オーストラリアへの航空機派遣のための海兵隊による作業 2015年3月17日、第101格納庫に2機のCH-53Eスーパースタリオンが鎮座していた。今月下旬に予定されている検査に備えて洗浄中なのだ。

ハワイ基地海兵隊部隊--CH-53Eスーパースタリオンヘリコプター1機の洗浄には1,500時間かかり、完全な解体、細部までの洗浄、検査そして再組立てには20日近くかかる。海兵隊大型ヘリコプター第463飛行隊の隊員たちはそれを5度もこなしてきた。

この手続は、ダーウィン海兵隊ローテーション部隊への航空機配備時に求められるものだ。オーストラリア検疫所と検査部が、オーストラリア政府の環境要件を満たしているかについて航空機を検査するのである。

環境検査が完了し、CH-53Eがオーストラリアに入れば、組立てと試験に10日から20日かかり、その後航空機を訓練に使用することが承認される。



国内法適用に対するオーストラリア政府の考え方

オーストラリア農務省

(オーストラリア農務省公式ホームページ (抜粋))

国際法の下では、外国政府は、国が所有又は運航する航空機がオーストラリア領域に着陸する場合、主権免除※を求める権利があります。

(中略)

主権免除を主張された航空機には、バイオセキュリティの担当職員は搭乗できませんが、航空機・搭乗員・乗客・貨物は依然としてオーストラリアのバイオセキュリティコントロールの対象ですし、それらはオーストラリアのバイオセキュリティの要求に合致しなければなりません。

※「国家主権による免責特権」を「主権免除」と略して表記。

オーストラリア国防省

- ✓ 「航空規則やバイオセキュリティ法などのオーストラリア国内法が米軍にも適用されるのか」という沖縄県からのメールでの質問に対して、「そのとおり」との回答

ダーウィン豪空軍基地の状況

ダーウィン市長

- ✓ 軍用機の演習が行われる前には、オーストラリア政府は、いつ軍用機が飛行するのかを通知する。通常は朝7時から夜8時までだが、時々、夜間演習が行われることもある。しかし、その期間は2～3週間で、住民は事前に知らされる。
- ✓ 私がダーウィンに来てから26年間、米海兵隊も含め軍用機の事故は起こったことがない。最後に事故があったのは、1975年まで遡ると思う。

オーストラリアの空域管理の状況

オーストラリア民間航空安全庁（CASA）

- ✓ オーストラリアにおける空域の変更は、空域法に基づいて行われるため、国防省が軍事演習のために保護空域を設定したい場合には、オーストラリア民間航空安全庁（CASA）に対して申請をすることになる。つまり、国防省は空域を所有していない。
- ✓ 申請があった場合には、国防上の飛行活動が安全に行われるのに必要な空域がどの程度なのかを調査し、必要以上の空域を与えることはしない。なぜならば、空域は、他の人たちも飛行をする権利があるからだ。
- ✓ オーストラリア領空には、日本の横田空域のように外国軍が管理する空域は存在していない。

オーストラリアの状況（まとめ）

オーストラリアの状況

- ✓ 米豪地位協定は、協定そのものに国内法の遵守義務が明記されていることが大きな特徴。
- ✓ オーストラリアでは、バイオセキュリティ法や軍の航空規則などの国内法令を米軍に適用。
- ✓ オーストラリア政府は、国際法の下における外国政府の主権免除には配慮する姿勢を示しつつも国内法の対象であることを明確に表明。
- ✓ 空域の管理はオーストラリア民間航空安全庁が行い、軍用の制限空域は、オーストラリア国防省からの申請に基づき設定。オーストラリア領空には、横田空域のように外国軍が管理する空域は存在せず。

フィリピンの歴史（概略年表）

1946年	フィリピン共和国として独立
1947年	米比基地協定締結（米軍の地位や基地の使用条件等を定めた地位協定）
1951年	米比相互防衛条約を締結
1959年	米比基地協定改定（主要改定①）
1965年	米比基地協定改定（主要改定②）
1966年	基地の使用期限を1991年までに短縮
1979年	米比基地協定改定（主要改定③）
1987年	フィリピン共和国憲法改正（米軍の駐留延長には上院の批准が必要に）
1991年	6月 ピナツボ火山噴火
	8月 米比友好協力安全保障条約調印 クラーク基地の返還、スービック基地の10年間使用期限延長を両政府で合意
	9月 フィリピン上院が米比友好協力安全保障条約の批准を否決
	11月 クラーク基地返還
1992年	スービック基地返還 米軍撤退完了
1995年	南沙諸島のミスチーフ礁を中国が占拠 建造物の建設を開始
1998年	米比訪問軍協定（VFA）締結（1999年1月発効）
2014年	米比防衛協力強化協定（EDCA）を締結

米比基地協定の改定内容について

1947年（当初協定）

- ✓ クラーク・スービック両基地を含む16施設の99年間の使用
- ✓ 基地及びその周辺で必要な全ての権利、権能、権限を米国に付与
- ✓ 刑事裁判権
 - ① 基地内 公務内外を問わず米国
 - ② 基地外 公務中は米国、公務外はフィリピン
- ✓ フィリピンは、米国への事前同意なく、米国以外への基地提供をしない

1959年（主要改定①）

- ✓ 基地の使用期間を25年に短縮（25年間の始期は別の合意の署名日）

1965年（主要改定②）

- ✓ 基地内外を問わず刑事裁判権は、公務中は米国が、公務外はフィリピンが第1次裁判権を持つこととなり、刑事裁判権については、NATOや日米地位協定とほぼ同様の内容に

1979年（主要改定③）

- ✓ 基地にはフィリピン国旗のみを掲揚し、米国旗は米軍施設のみに掲揚
- ✓ 米軍基地にフィリピン人司令官を配置し、各基地はフィリピン軍司令官の指揮下にあることに合意

1987年フィリピン共和国憲法の規定

第2条

第8項 フィリピンは一貫して国益と共にあり、領土内において核兵器から自由となる政策を採用し追求する。
→米比防衛協力強化協定第4条において、米側による核兵器の持ち込み禁止を規定

第18条

第25項 1991年の米比軍事基地協定の失効後、外国の軍事基地・軍隊・軍事施設は、上院の同意と、議会の求めに応じて行われた国民投票の過半数をもって批准され、また相手国によっても承認された条約の定めに拠らない限り、フィリピン国内においてこれを認めない。
→この規定に基づき1991年に上院が批准を拒否し、米軍が撤退

米軍へのフィリピン国内法の適用

- ✓ フィリピン環境天然資源省の行政命令には、訪問軍協定によって行われる演習等における、フィリピン環境法令の遵守義務が明記されている。

環境天然資源省行政命令No. 2001-28（2001年10月21日）

第1節 基本方針

訪問軍協定に基づいて遂行される軍事演習及び関連する活動は、
（中略）当国の既存の環境に関する規則及び規制に従うものとする。

第3節 制限及び禁止

3-2. 演習において、以下を含む又は以下に帰属する活動は、
禁止されている。

- a. 毒性及び危険性廃棄物の産生
- b. 核物質の使用
- c. 空域及び水域への恒常的な汚染を生む物質

国内法適用に関するフィリピン政府の考え方

環境天然資源省でのヒアリング内容

- ✓ 米国法に規定されていないことであっても、フィリピン法に規定があれば、米軍にはフィリピン法に従ってもらっており、例えば、有害物質の取扱いにはフィリピン環境天然資源省の許可が必要である。
- ✓ このような取扱いをしていることについて、米側から異論があったという話は聞いたことがない。また、原則としてフィリピン法が米軍には適用されないという話も聞いたことがない。
- ✓ 米軍によるどのような違反であっても、フィリピン法で対応されており、その取扱いにフィリピン軍と米軍に差異はない。

米海軍による世界遺産の岩礁破壊事件（現地新聞報道）

- ✓ 2013年1月、米海軍の掃海艇が、ユネスコ自然遺産に登録されているフィリピンの「トゥバタハ岩礁海中公園」内で座礁し、岩礁を破壊
- ✓ フィリピン政府は、国内法である「2009年トゥバタハ岩礁自然公園法」に定められた規定に基づき罰金額を算定し、米側に支払いを要求
- ✓ 米側は、フィリピン政府からの要求額を上回る補償金を支払い

フィリピンの空域管理の状況

フィリピン民間航空局（CAAP）

- ✓ フィリピンの空域使用は、民間の方が優先であり、外国軍が使用する場合にはフィリピン民間航空局による事前の許可が必要である。これは憲法にも規定されている。
- ✓ 外国軍がフィリピンの空域を飛行する場合には、フィリピンのルールを守らなくてはならない。過去に米軍が低空飛行をしてフィリピンのルールに違反したことがあったが、その時は訓練を中止させた。
- ✓ 日本の横田空域のような空域は、以前に基地があった頃はスービック基地とクラーク基地の周辺で存在したが、米軍撤退後は民間航空局の管理となっていて、現在では存在しない。

フィリピンの状況（まとめ）

- ✓ フィリピンでは、1992年に米軍が撤退するまでに締結していた基地協定を数次に渡り改定し、フィリピン側の刑事裁判権の拡大や米軍基地へのフィリピン軍司令官配置などを実現。米軍撤退後の1998年には米軍と訪問軍協定を締結し、関係を再構築。
- ✓ 米比訪問軍協定は日米地位協定と同様に国内法の尊重義務しか規定されていないものの、フィリピン政府の対応は日本政府の対応（原則として駐留軍には日本の国内法が適用されない）と異なる。
- ✓ フィリピン環境天然資源省の行政命令には、訪問軍協定によって行われる演習等における、フィリピン環境法令の遵守義務を明記。実際の運用においても、米軍に国内法令を適用。
- ✓ 空域はフィリピン民間航空局が管理し、民間使用を優先。米軍の空域使用には、フィリピン民間航空局の許可が必要であり、横田空域のように外国軍が管理する空域は存在せず。

オーストラリア・フィリピン調査結果まとめ

1. 自国の法律や規則を米軍に適用させることや空域を自国で管理することについては、ヨーロッパだけでなく両国においても同様の状況。
2. 一方、日本では原則として米軍には国内法が適用されず、首都東京の上空を含む1都9県にも及ぶ広大な横田空域を米軍の管理に委ねるなど両国とは大きな違いがある。
3. オーストラリア政府は国際法の下における外国政府の主権免除には配慮する必要を示しつつも、米軍は国内法の対象であることを明確に表明している。
4. フィリピン政府も、環境法令の適用に関して、米軍によるどのような違反であっても、フィリピン法令で対応することを原則としている。
5. 一方、日本政府は、原則として米軍には国内法の適用がないと主張しており、このような考え方に基づく対応の違いが、オーストラリア・フィリピンとの状況の違いを生み出しているものと考えられる。

3カ国比較表（地位協定、国内法、運用等）

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権 明記無し	航空特例法等 により規制できず	捜索等を行う権利 を行使しない
オーストラリア	原則適用	立入り権明記	航空管制規則 により規制	(未確認)
フィリピン	原則適用	立入り権明記	航空管制規則 により規制	(未確認)

「地位協定ポータルサイト」について

- ✓ 沖縄県のホームページ内に開設している「地位協定ポータルサイト」において、沖縄県が調査で収集した他国の地位協定や法令、その日本語訳等を掲載
- ✓ 沖縄県トップページの「注目情報」または「沖縄県基地対策課」のホームページからアクセスが可能
(<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/index.html>)

(掲載している情報の例)

- ✓ ドイツ ボン補足協定、航空交通法など
- ✓ イタリア モデル実務取極、米軍機事故に関するイタリア国会報告書など
- ✓ ベルギー 憲法、航空法など
- ✓ イギリス 駐留軍法、イギリス議会議事録など
- ✓ オーストラリア オーストラリアの状況
- ✓ フィリピン 米比訪問軍協定、米比防衛協力強化協定など